第13回 中山間地域振興特別委員会

日時:令和2年8月18日(火) 10時00分~ 時 分

場所:第4委員会室

【出席者】 田畑委員長 布施副委員長

川上委員 柳楽委員 野藤委員 上野委員 飛野委員 永見委員

【議長団】

【委員外議員】

【執行部】

【事務局】 古森局長 大下書記

議題

1 「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」について (提言に向けて)

【参考】

テーマ3「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」に係る課題

- (1) 農業・林業の担い手・事業承継者の確保
- (2) 畦畔の草刈の方策
- (3) 有害鳥獣被害(イノシシ、クマ、アライグマ等)
- (4) 農林道の危険木・支障木の撤去等
- (5) 耕作放棄地対策
- (6) 山林の不在地主の増加
- (7) 集落営農の再編(組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界)
- 2 その他

中山間地域振興に関する提言 (最終案)

(3:農林地の維持管理対策、耕作放棄・ 鳥獣被害防止対策について)

令和 2 年 9 月 中山間地域振興特別委員会

はじめに

本委員会は、平成29年12月19日に議会の議決を経て設置され、1.集落機能の維持対策、2.情報・通信・交通の確保対策、3.農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策、4.安全・安心対策の四つの項目を中心に中山間地域の振興に関する調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的としている。

平成31年3月には、1つ目のテーマである「集落機能の維持対策」について、令和元年9月には、2つ目のテーマである「情報・通信・交通の確保対策」について、市の施策に反映されるよう提言を行ったところである。

令和元年11月に委員会構成メンバーが変わり、3つ目のテーマである「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」について、各種資料研究や執行部担当課との意見交換などを行いながら、提言に向けて論議を重ねてきた。このたび、その結果を、「中山間地域振興に関する提言(3農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について)」として取りまとめたところである。

1 経過

会議の開催状況

- 第1回委員会 令和元年11月11日
 - ○委員会構成変更による正副委員長決定
 - ○調査・研究テーマ「3農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」 の確認
- 第 2 回委員会 令和元年 12 月 13 日
 - ○「中山間地域振興に関する提言の進捗状況の確認」について関係課からの 状況報告
- 第3回委員会 令和2年1月22日
 - ○調査・研究テーマ3について関係課との意見交換
- 第4回委員会 令和2年2月17日
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(自由討議)
- 第5回委員会 令和2年2月28日
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(自由討議)
- 第6回委員会 令和2年3月2日
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(自由討議)
- 第7回委員会 令和2年3月25日
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(提言に向けて)(自由討議)
- 第8回委員会 令和2年4月15日
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(提言に向けて)(自由討議)
- 第9回委員会 令和2年5月13日
 - ○現地視察 (株) 藤若農産

「農業の担い手」、「儲かる農業の取組」、「農業研修生の受入れ」について調査

- 第10回委員会 令和2年6月10日
 - ○現地視察の報告 (株) 藤若農産
 - ○調査・研究テーマ3について意見交換(提言に向けて)(自由討議)
- 第11回委員会 令和2年7月16日
 - ○提言書(素案)提示、意見集約、調整
- 第12回委員会 令和2年7月30日
 - ○提言書(修正案)提示、調整
- 第13回委員会 令和2年8月18日
 - ○提言書(再修正案)の最終確認

2 提言

委員会の中で論議を重ねてきたところであるが、その意見集約の結果として、農林 地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について効果的と思われる内容を次 のとおり取りまとめたので、市の施策へ反映されるよう提言する。

【提言のテーマ】

『 農林地を守り活かす仕組みづくりの推進 』

~農林地の維持管理、耕作放棄・鳥獣被害防止に向けて~

中山間地域における畦畔の草刈、有害鳥獣被害防止、生活道路の危険木・支障木の撤去、耕作放棄地の対策、集落営農の再編などの様々な課題は、担い手不足による活動の低下及び停止にほかならない。それを補完するためには、地域での共助による仕組みづくりはもちろんであるが、農林業の採算性の向上を加味した魅力づくりが重要である。早急に課題を解消するべき対応策について、以下提言するものである。

提言I 農業・林業の担い手・事業承継者の確保

全国的には、農業の担い手として、新規就農者(自営就農、雇用就農、半農半X)、認定農業者、集落営農組織、農外企業参入が考えられる。また、林業の担い手としては、自伐林家、若しくは林業事業体等が育成した人材が考えられている。

浜田市においても農業従事者の高齢化、中山間地域における条件不利地の多さ、 脆弱な経営基盤、農業に対する理解醸成の低さと、後継者不足など、担い手の育成・確保が喫緊かつ重要な課題である。また、林業については、安定的な事業量 の確保、森林所有者の管理意識が課題である。

最終的には、儲かる農業・林業、維持できる農業・林業が重要で、「農業・林業 を守ることは地域や集落組織を守る」ことである。そして具体的対応策として、 以下の7点を提言する。

- ア) 就農のための意識啓発として、都会地等も含め小さい頃からの農業体験は 大事であり、楽しさを実感してもらう取り組みは必要である。農業の楽し さを知ることにより農業希望者の裾野を拡げる対策やスマート農業の導入 の取組を図るべきである。
- イ) 農業の担い手は重要な地域の担い手でもあり、地域全体で受け入れ態勢を 確保するとともに、希望者と地域との出会いの場の創出を図るべきである。
- ウ) 儲かる農業の実現のためには、生産者と販売者との安定的な取引ができる 販路確保が最重要課題である。そのためには、地域特性を生かした健康関 連作物などの創生や販売方法の検討、農地の大規模化に向け組織化・グル ープ化をすすめ、その形成に必要な支援事業の検討を図るべきである。
- エ) 農機具を揃えるには多額な資金が要り、就農のネックになっているため、 農業機械バンク制度の創設や共同購入の取組が必要であり、意欲ある生産 者や新規就農者の経営維持を支援すべきである。(空き家バンクの農機具

版)。

- オ) 住民自らが山林の伐採や運搬・出荷を行う「自伐型」と呼ばれる小規模林 業は必要であり、その担い手となる自伐型林業家への支援と育成に取組む べきである。
- カ)農業・林業とも新規就業者が安心して就業し、定着できるよう住宅をはじ め環境整備の充実・強化に取り組むべきである。
- キ) 基盤整備は、条件不利地からの脱却にもつながり、若者の就農促進や企業 参入、後継者育成などへの効果も期待できることから、県や国への要望や 協議を進められたい。

提言 II 畦畔の草刈の方策

高齢化により草刈作業の負担が増加しており、特に中山間地域においては顕著である。中山間地域における様々な課題は、人手不足による活動の低下及び停止にほかならない。農地を後世に残すためには、耕作放棄地とならないように適正な管理が重要である。このことについて、以下の2点を提言する。

- ア) 草刈隊などの地域での共助による仕組みづくりが必要であり、まちづくり 推進委員会などでの取組強化と制度設計の公表と具体的推進を図るべきで ある。
- イ)草刈作業の軽減のためには、防草シートやセンチピードグラス化による雑草抑制、畦畔のコンクリート化や高機能草刈機の導入による作業の軽減などが効果的であり、センチピードグラス吹付機械のオペレーター育成や地域に見合う取組を検討するとともに、いずれの手法においても経費負担が大きいことから、受益者負担の大幅な軽減について早期に検討する必要がある。

提言Ⅲ 有害鳥獣被害の対応

鳥獣が生息環境悪化により農地に出没し、有害化していることから、生息地環境管理も重要ではあるが、近年の有害鳥獣の多様化は現在の防護柵では対応できないため、対応できる防護柵設置、捕獲後の獣肉加工処理施設の東部への新設等やその販路拡大の仕組みづくり、狩猟免許取得者の増加、鳥獣の生体確認と捕獲のためのICT(情報通信技術)活用が喫緊の課題と捉えている。このことについて、以下の4点を提言する。

- ア) 現状はイノシシ対策の防護柵が主であるが、シカ・サル対策が可能な防護 柵や複合柵への切替対応の必要があり、その支援策について検討すべきで ある。
- イ) 現在、獣肉加工処理施設は弥栄町の1カ所のため、時間的処理対応が困難な状況であることから、東部へ1カ所新設して浜田市内に2カ所とし、ジビエ料理等の普及や加工肉の販路拡大も図るべきである。また、不要個体の肥料化・飼料化や焼却処分についても検討すべきである。
- ウ)狩猟(猟銃・わな)免許の取得や更新を簡素化し、免許取得者を増加させ、

捕獲対策の拡充を図るべきである。加えて講習施設等を設置することも検討すべきであることから、県や国への要望や協議を進められたい。

エ) 有害鳥獣の効率的な追い払いや捕獲を実現するため、出没情報、ワナ管理 などについて、ICTを活用した対策を図るべきである。

提言IV 耕作放棄地対策

増え続ける耕作放棄地の要因は、地主の営農リタイア、地域のサポート経営体の弱体化、相続登記をしない地主等が考えられる。後継者不在の遊休資産を意欲ある就農希望者へ引き継ぐ、再生への仕組みづくりが必要である。また、農地以外の活用に取り組み耕作放棄地を増やさない方法の構築を図るべきである。

この具体的対応策として、以下の3点を提言する。

- ア) 就農希望者に対し、耕作放棄地である農地に住居(空家)をセットで提供 するとともに、機械等の初期投資経費の負担減に取り組むべきである。
- イ) 排水対策を講じた水田を活用した農作物への転作、果樹栽培への転用、食などの特産品の開発、牧場への観光化など、農から始めるまちづくりを地域で対策を図るべきである。
- ウ) 耕作放棄地解消に向けて、農業委員会は、農地の掘り起こし、結び付け など農地制度の運用を担っているので、農業委員、農地利用最適化推進委 員は、担当地域における農地等の利用最適化を推進すべきである。

提言 V 山林管理対策

山林が相続未登記(地主不在)になるのは、林業経営が成り立たないことが主要因で、次に、子ども等の相続者が地元にいないこと、隣地所有者の把握ができていないことも要因である。また、裏山の山林荒廃化が進むことにより鳥獣被害の緩衝地帯がなくなることも課題の一つである。この解決のため、山林所有者や行政だけでなく、民間を取り込んだ仕組みづくりが必要である。

「山林が荒廃すれば、川も海も豊かにならない。」とする観点を主眼に山林整備 を考えながら、以下 2 点を提言する。

- ア) 自分の土地の境界線が不明確であることから、実態調査に取り掛かり、早期の地籍調査に取り組むべきである。
- イ)山林を集約し大型機械で伐採する大規模化(団地化)の取組は、森林経営管理制度(2019年4月)があり、市や林業経営者(森林組合など)から、森林所有者に周知を行い、山林の適切な管理に誘導するべきである。

提言VI 集落営農の再編(組織運営や共同購入した機械の維持管理の限界)

集落営農組織については、高齢化、後継者不足、機械の老朽化に大きな課題があり、組織を立ち上げたとしても継続が難しい状況である。そのため、組織を守り継続していくことが地域を守ることにつながると考え、この具体的対応策として、以下の3点を提言する。

ア) 地域を守るためには、集落営農組織の設立が不可欠であるが、発展型の組

織再編の重要ポイントは、農地を大規模化し集落営農組織を法人化することであり、農林業支援センターなどが、その支援に積極的に取り組むべきである。

- イ)法人化が困難な地域においては、それぞれの地域の実情をきちんと把握し、 様々な事例の提示・指導に取り組むべきである。
- ウ)組織再編のためには若いリーダーシップを発揮できる人材が必須であり、 その育成に取り組むべきである。

3 まとめ

今回、「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」をテーマに調査・研究し、論議してきたことを集約し、大きく6点の提言にまとめた。

中山間地域が、まさに「生き残る」ために何が必要か、委員それぞれが真剣に考え論議した提言の第三弾であり、真摯に検討いただくようお願いする。

また、この提言は、中山間地域における提言であるが、中山間地域以外でも活かせる部分があるのではないかと考えるので、参考にされたい。

なお、中山間地域振興特別委員会では、残る最後の調査・研究テーマ「中山間地 における安全・安心対策」についても論議し、提言していくことになるため、今回 の提言やこれから提言をするに当たって、前回と同様に共通する以下4点の「要 望」をしておきたい。

- (1) 中山間地域対策に充てていくための新たな基金創設なども含め、既存事業とは別枠の予算確保を検討すべきである。必要な財源を確保し、十分な予算措置をされたい。
- (2) 人口減少が進み人材不足がさらに懸念される中、先進的な技術(IoT・AI) を活用するなど、新たな取組を積極的に取り入れられたい。
- (3) 総合振興計画の中に、地域活性化推進のための「中山間地域対策」を明確に位置付けられたい。
- (4) 施政方針において「中山間地域対策」について毎年度、実態に即した具体的な対策を示されたい。

テーマの調整について

4つ目のテーマは「安全・安心対策」の8点としていますが、「その他」の項目として6点が掲げられています。

項目が多岐にわたっていることもあり、「その他」の項目についても取り扱うのかも含めて、中山間地域振興特別委員会で取り扱うべき項目について調整をしたいと思います。

下記の表の項番の前に、『◎課題とする、○検討、×課題としない』のいずれかのマークを記入し、9月1日(火)までに、事務局(古森・大下)まで提出をしてください。

4	「安全・安心対策」に係る課題			
(1)	災害時の相互扶助機能の低下、防犯・防災への不安			
(2)	高齢者世帯・独居者の見守り・安否確認体制®			
(3)	空き家等の対策(危険空き家・不在地主等) ⑧			
(4)	「孤独」への対応(家屋の点在、独居の増)®			
(5)	老々介護			
(6)	特殊犯罪対策			
(7)	避難場所の確保			
(8)	落石防止、カーブミラー、河川や砂防ダムの土砂等の撤去			
5	その他			
(1)	商店、ガソリンスタンド等の閉鎖®			
(2)	子育て支援⑱			
(3)	雇用の場の確保、産業創出쪻			
(4)	健康維持対策(介護予防事業、サロン等) ⑧			
(5)	行政の支援(地域担当制、事務作業の支援等)®			
(6)	地籍調査の推進圏			